

日本国籍

【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。（令和8年度）

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、**授業料以外**の教育費負担を軽減するため、中低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」となります。

（返済の必要はありません。）

要件

保護者及び生徒が基準日（原則11月1日現在）において次の要件を満たしている方が対象となります。

※11月1日基準日での申請は、学校が入学時期を定めている秋入学者等が対象です。

※7月1日基準日の申請忘れ・期限超過による、11月1日基準日での申請はできません。

④～⑦の所得要件はいずれかの該当。

- ① 生徒が**私立**の高等学校等に在学していること。
- ② 保護者等が**沖縄県内**に住所を有していること。
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金等（学び直し支援金・新修学支援金を含む）の受給資格者であること。（専攻科除く）

【所得要件】

- ④ 基準日において生活保護法による**生業扶助**を受けていること又は令和8年度（令和7年分）の**所得割**が**非課税**であること。
- ⑤ 基準日において保護者等の令和8年度（令和7年分）の**所得割額※**が**105,500円未満**であること。
- ⑥ 基準日において保護者等の令和8年度（令和7年分）の**所得割額※**が**105,500円以上182,500円未満**であること。
- ⑦ 基準日において保護者等の令和8年度（令和7年分）の**所得割額※**が**105,500円以上264,500円未満**かつ**扶養される子が3人以上の世帯・・専攻科のみ**

給付金額

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	52,600円	－
イ 非課税世帯	152,000円	52,100円	52,100円
ウ 所得割合算額が105,500円未満の世帯	50,670円	17,370円	17,370円
エ 所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯	38,000円	13,030円	－
オ 所得割合算額が105,500円以上264,500円未満多子世帯	－	－	13,030円

※ 前倒し給付を申請した場合は、上記の金額から前倒し給付の給付額を引いた額が支給されます。

※ 前倒し給付を申請した場合でも再度、申請が必要です。

重要！

※ 沖縄県内に本校がある学校は、原則として学校が代理受領となるため、給付金は県から学校へ振り込まれます。※一部対象外の学校があります。

申請期限

電子申請：令和9年12月18日（金）まで

申請期限までに必要書類がすべて揃った状態（不備のない状態）で申請してください。

申請に必要な書類

※家計急変に該当する場合は、次ページを参照ください。

支給を受けようとする保護者等は、提出期限までに**電子申請**にて申請をお願いします。

区 分				提 出 書 類
ア	イ	ウ	エ	
○	○	○	○	住民票 生徒本人（本籍が記載 個人番号の記載なし）
○	×	×	×	「生業扶助受給証明書」（様式第2号） ・令和8年11月1日以降に福祉事務所で発行されたもの ・世帯全員の氏名、生年月日、受給期間が記載されたもの
×	○	○	○	「令和8年度（令和7年分）課税証明書」市町村発行 ・保護者等全員の証明書
○	○	○	○	「在学証明書」 ・令和8年11月1日時点の在学を証明する書類 ※仙台育英学園高等学校ILC沖縄及び未来高等学校は不要です。
○	○	○	○	・銀行名・口座名義・口座番号が分かる通帳写し ・県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込む場合のみ ※仙台育英学園高等学校ILC沖縄及び未来高等学校は学校への振込みになります。
※1	※1	※1	※1	「代理受領委任状（様式第8号）」 ※1 給付金の受領を学校に委任する場合
×	○	○	○	「個人対象要件証明書（様式第9号）」 ・専攻科のみ
×	○	○	○	「扶養誓約書（様式第3号）」 ・専攻科のみ

申請先

本給付金の申請は、原則としてオンライン申請となります。

<奨学のための給付金オンライン申請はこちら>

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7388



紙申請の場合の提出先は沖縄県総務部総務私学課となります。

※紙による申請を希望される場合は、「申請書様式依頼」を県へ提出してください。

申請方法の詳細については、「沖縄県私立奨学のための給付金」ホームページをご確認ください。

問合せ先

※在学する学校又は下記にお問合せください。

沖縄県総務部総務私学課 奨学のための給付金担当 TEL：098-866-2074

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/gakko/1023180/1018620/index.html>

家計急変申請に必要な書類

区 分				提 出 書 類
ア	イ	ウ	エ	
×	○	○	○	住民票 生徒本人（本籍が記載 個人番号の記載なし）
	○	○	○	「令和8年度（令和7年分）課税証明書」市町村発行 <u>原本</u> ・保護者等全員の証明書
	○	○	○	「在学証明書」 ・令和8年7月1日時点の在学を証明する書類 ※仙台育英学園高等学校ILC沖縄及び未来高等学校は不要です。
	○	○	○	・銀行名・口座名義・口座番号が分かる通帳写し ・県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込む場合のみ ※仙台育英学園高等学校ILC沖縄及び未来高等学校は学校への振込みになります。
	※1	※1	※1	「代理受領委任状（様式第8号）」 ※1 給付金の受領を学校に委任する場合
	○	○	○	「保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類」 ・離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、 または、税理士、公認会計士の作成した証明書類など ・離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離別の事実が確認できる書類
	○	○	○	「家計急変前後の収入を証明する書類」 ・給与所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、会社作成の給与証明書、直近の給与明細書（家計急変前3か月及び家計急変後3か月分） ・営業所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）など。また、自営業の方は所得証明書を作成してください。
×	○	○	○	「保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類」 ・扶養親族分の全員の健康保険料の写し、又は扶養親族数の記載が省略されていない課税証明書（全項目証明書）及び家族（世帯）構成用紙
	×	○	○	「個人対象要件証明書（様式第9号）」 ・専攻科のみ
	×	○	○	「扶養誓約書（様式第3号）」 ・専攻科のみ

家計急変申請期限

随時受付 7月以降に家計急変した場合、給付額は申請の翌月から令和8年3月までの月数に応じた月割額になります。

※家計急変や災害等（自然災害や火事等）により制服が損失した場合は、ご相談ください。